

〔事案 27-150〕 契約無効請求

・平成 28 年 4 月 11 日 裁定終了

<事案の概要>

募集時に、募集人から保険料の支払総額について誤説明があったことを理由に、契約を無効とし既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 24 年 9 月に契約した医療保険について、加入にあたって、募集人に保険料の支払総額を確認したところ、「およそ 162 万円です。これ以外一切かかりません。」と告げられたので、それを信じて申し込んだ。しかしながら、2 年後に、保険料総額が 200 万円を超えることを知らされたため、契約を無効にして既払込保険料全額を返還してほしい。

<保険会社の主張>

募集人が、保険料について誤った説明を行なったとは認められないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人に誤説明があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が指摘するような誤説明があったと認めることはできないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。